

第五十一回国会 衆議院 通信委員会議録 第二十二号

昭和四十一年四月十三日(水曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 砂原 格君

理事 秋田 大助君

理事 上林山榮吉君

理事 内藤 隆君

理事 森本 靖君

被部健太郎君

金丸 信君

佐藤 孝行君

徳安 實藏君

南 好雄君

大柴 滋夫君

前田榮之助君

出席國務大臣

郵政 大臣 郡 祐一君

出席政府委員

郵政政務次官 亀岡 高次君

郵政事務官 鶴岡 寛君

(大臣官房長) 山本 博君

(監政局長) 長田 裕二君

郵政事務官 稻増 久義君

(貯金局長) 武田 功君

郵政事務官 曾山 克巳君

(人事局長) 浅野 賢澄君

郵政事務官 淺野 賢澄君

(經理局長) 石井多加三君

郵政事務官 水田 誠君

專門員 水田 誠君

委員外の出席者

郵政事務官 石井多加三君

(經理局長) 水田 誠君

專門員 水田 誠君

本日の會議に付した案件
連合審査會開會に関する件
郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○砂原委員長 これより會議を開きます。
この際、連合審査會開會の件についておはかりいたします。

ただいま本委員會において審査中の郵便法の一部を改正する法律案について、物価問題等に関する特別委員會から連合審査會開會の申し入れがあります。これを受諾し、連合審査會を開會することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○砂原委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお、連合審査會は、物価問題等に関する特別委員長と協議の結果、明十四日午前十時三十分より開會することとなりましたので、さよう御了承願います。

○砂原委員長 次に、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。
前會に引き続き質疑を続行いたします。畑和君。

○畑委員 いままでの多数の質問者の質問によって、相当多岐にわたって、法案に関する問題、いろいろな問題が浮き彫りにされたわけであり、私は、私はまず最初に、広い一般的な問題について質問をして、それからそのあとにこまかい条文の質問をしたいと思ひます。

まず質問したいのは、今度の審議會の答申と、今度の政府の提案の間の食い違い、その点についてお聞きしたいと思ひます。それと申します

のは、答申によりますと、昭和四十年度の見込み物数約九十六億通に對して、同四十五年度において約百十六億通、年平均増加は四億通程度と見込まれる、この物数の見込みがだいたい違ふんだ、そのために結局その食い違いができて、こういうふうにも私に大体想像するんですが、これは一つの大きな原因だと思ひますが、そのように一応書いてあります。これを基礎として現行料金体系のもとで収入を推計すると、五年間で約七千五百億円になる、こういうふうな五年間の収入を推定して、合計七千五百億円、こういうふうな書いてある。それから一方支出の面では建設資金の適当な借り入れを予定したに過ぎない、これも、なお最小限度の期間に約九千六百億円の経費を要するものと想定しなければならぬ。そうすると、したがって今後五年間、四十一年度から四十五年度までの五年間の見通しを基礎とする場合には、この差額が不足を要する。七千五百億円と九千六百億円、この差額二千五百億ということになる。それが不足を要する。そうすると、この五年間で平均三六・八%の増収を確保し得る料金改定が必要だ。こういうふうに言っている。ところでこの五年間というので、しかもこれだけ料金のアップというところでは、見通しの問題もあるし、また一挙に多額に上げるといふことでは、ということとで、答申ではこれを三年間に限って、四十一年度から四十三年度まで。その計算の方法で、収入の見込みが四千百億円、それから経費のはうは建設資金借り入れ額を除いて約五千二百億円、そうすると差額が千二百億円になる、こういうこと。五年間の場合が先ほど言った二千五百億、三年間の場合の差額が千二百億、こういうようなことで推定をいたしております。

それで、五年間の場合には三六・八%の増収をはからなければならぬ、三年の場合には、これといくと平均の値上げ率は約二九・五%の計算になる、アップになる、こういうことです。ところで、その結果、いろいろの答申で一種は幾らにしろ、二種は幾らにしろ、こういうような答申がある。ところで、その答申とは今度の案は違つております。もちろん違つておる。こういつた違ひから出てくることもあるかと思ひますけれども、ただあまり違ふので私質問するのですが、今度の案によりますと、五年間の予定で二八・八%のアップだ。

以上のこととは間違ひないですか。
○龜岡政府委員 ただいま政府委員の仰せのとおりでございます。間違ひございません。

○畑委員 一方今度は五年間で二八・八%、こういうことになると、だいたい答申の際の数字と食い違つておる。答申では、五年間の推定で三六・八%、三年間で二九・五%のアップ、今度の案では五年間で二八・八%、こういうアップになる。先ほど言ったとおり、答申と違ふ。値上げ率や何かおのおの違ふところもありますが、しかし、それにしても、あまりにも違ひ過ぎると思ひます。これは審議會での審議の際のいろいろのデータ、資料が、物数の問題を中心としてだいたいござんた、こういうことが私言えるのではなからうかと思ひます。しかも、あのときとだいたい違つておるといふことも、そんなになつてない。答申が出たのが去年の十二月九日です。それう何カ月も審議をやっているわけではない。それで、この案が提案されたのが、本會議で趣旨説明があつたのが三十七日、こういうことと、その時間がたつていくわけでもないけれども、これほど違ふのはどういふわけか。値上げをしなくてはならないというので、だいたい郵政省當局のほうから吹き込んで、データを、少し物数などは過小に出して、答申のほうでこれでは値上げをたくさんしなくちゃならないということになるこ

とを考へに入れて、審議会のほうへいいかげんの資料を出したのではないか。あるいは、審議会のほうでそれとも非常にずさんだったか。この辺がわからない。この辺の食い違いをひとつわかるように説明してもらいたい。

○長田政府委員 お説のように、郵政審議会の答申の際の基礎資料、特に郵便物数の動向についての見込み方と、このたび当委員会に出しました資料の基礎になっております物数見込みとは、相当の食い違いがございます。郵政審議会の答申の基礎になっております今後の物数の見込につきましては、実は昭和四十一年度は、対前年比、昭和四十年年度と比べて四・五%郵便物数が増加する。これが逐次通減いたしましたして、四十二年年度は四%、四十三年年度は三・五%まで下がりまして、以後横ばいする、そういう見通しを立てていたわけでありまして。当時そういう見通しを立てましたにつきましては、実は最近数年來郵便物数がずっと通減してまいりまして、前回の値上げをいたしました昭和三十六年度が対前年比七・六%、三十七年度七・四%、三十八年度六・七%、三十九年度五・七%というふうに逐次減ってまいりまして、四十年年度におきまして、特に収入の面におきまして、年度の初めごろに前年と比べて四%前後しかふえない、そういう状況でございました。私どもはこの状況を、経済情勢と結びついた一時的な減少傾向なのか、それとも日本の郵便物数の一つの大きな流れをあらわしているものなのか、どういふふうな解釈するかというところでいろいろ検討いたしました。外国の例などをとってみますと、アメリカ、イギリスともに、最近六年間の年増率は二・六%でございます。ドイツ、フランスなども、実質的に見ますと三%前後ということなどから、日本の郵便もばつぱつこの欧米諸国の郵便の増加率に近づいてきているのではないだろうかというところから、この際あまりに楽観的な見通しを持つことは相当警戒しなければいけないのではないか、英米ほどに二・六%までほどは減らないにしても、三%台くらい

まで落ちていく、いまその過程ではないかという見通しに立ちまして、先ほど申し上げましたように、四十一年度四・五%、四十二年度四%、四十三年度以降三・五%という見通しを立てまして、これによって収入の見通しを立てたわけでございます。

支出につきましては、これは現在もうとりやめになりましたが、中期経済計画等も参考にいたしましたして、人件費の増加率を定期昇給込みで年七%強を見込んで出しております。その他物件費等につきましても、種類によりましてそれぞれある程度の値上げ率を見たりして出したわけでございます。

その後、答申を受けまして政府の料金案を決定する段階にまいりますと、四十年年度の物数の動向などもだんだん明らかになってまいりました。郵政審議会にお出ししました資料は、八月ごろつくりました資料で、四十年年度の初めの、ほんの数カ月ぐらいのものを基礎にしておったのでございます。予算も固まり、料金決定案を固めるころは、もう十二月の資料でございまして、年度の半ばの資料は相当手に入っておったわけでございます。そういうものを検討いたしますと、郵便物数も、私どもが収入のほうとあわせて考えたほど、そうは減っておらないような状況が見えます。かたがた景気対策あるいは物価対策等につきましても、非常に精力的な努力が政府によって行なわれ出しております。また今後の郵便の動向につきましても、郵便業務の正常化の努力あるいは航空機搭載等の開始等もからみ合わせますと、日本の郵便はいま直ちに英米のような増加率の近くまで落ち込んでしまうということではなしに、まだもう少しはらく五%前後は維持し得るのではなからうか。郵便の信用回復等もからめ合わせますと、まだ外国と比べて一人当たりの郵便物数は百通に満たない状況でございますし、アメリカの三百五十通、イギリスのほぼ二百通まではかりにいかないにしても、百数十くらいのところまではまだ伸びる力を持っているのではないかと。私どもの努

力をからみ合わせますときに、年五%台くらいまで回復し得るのではないかと、そういうような見通しに立ちまして、収入をまた見直した次第でございます。

支出の面につきましても、当初の三年間は別といたしまして、それ以後につきましては若干模様も変わつてまいり。昭和三十年から三十三、四十年ごろまでの物価の安定した時代というものもあるいはそれに近いような状態というものもあるいは可能性はないわけじゃなからうというようなことなどから、収入を主としたしまして、支出についても若干の再検討を加えました結果、五年間くらいは大体もち得るのではないかと見通しに立つたわけでございます。

○煙委員 そうすると、物数の見込みの違いが収入の面の圧力的な違いだった、中心の違いだった、それでさらに支出の面でも予測していた審議会での審議の際のデータよりもっと節約をして少なくできる、こういうような両方の要因が働いて、そして、答申では三年間で二九・八%減ったけれども、五年間についてそれで二八・八%で済む、こういうような見通しがついたからこの程度になった、こういうふうにおっしゃるわけですね。

○長田政府委員 さようでございます。

○煙委員 そこで、あまり責めるわけじゃないけれども、あまりに短期間のうちにこう変わるのでは、一体今度の提案のデータがこれでまた評価が違ってくるのではないかと心配をわれわれはするのです。いまの局長のお話だと、去年の上半期の初めごろのデータが結局審議会でのデータになった。ところでその後の時間の経過で、今度の答申のデータになったのは、そうするといつころのものがデータになったのですか。その片一方は去年の何月ごろ、片一方は去年の何月ごろ、それでおっしゃってください。

○長田政府委員 十一月ごろまでのデータでありす。

○煙委員 片一方は。

○長田政府委員 これは六月ごろまででございます。

○煙委員 そうすると、六月と十一月と違うものでは、ばくは心配だな。そうするとまた今度のやつが動いてくる可能性がないではない。初めのうちはだいたい不景気だった。公債政策などがまだはつきりしない時代だったかどうか知らぬけれども、そういうことも今度は織り込んでやったのかもしれないが、とにかくわづか六カ月ぐらいの違いでこう違うようではちょっと困ると思うのです。世界の趨勢、先進国の郵便物の伸びがだんだん鈍化しておる状態、これはいろいろ私は電話や何かの普及ということもあるし、もうちょっとしたことは電話で済ましてしまふ、日本も確かにそういう傾向がどんどん出てくると思う。われわれも、めんどうだから手紙は書かない。電話が普及してくると、電話で返事をもらつてしまふ。そのほうが早い、安いというふうな関係もあって、それでだんだん電話や何かの普及と同時に郵便でやるのが少なくなる、こういう傾向もあると思う。確かにだんだん先進国ほどそういう傾向はあると思う。その傾向に非常に気を奪われて伸び率が非常に少なく見積もつたけれども、その後のデータと公債政策や何かの関係を考慮に入れて、日本の場合はそんなことではない、まだまだ伸び率があるというふうな修正をされた私は思ふのですが、修正されたにしろはあまりに短期間のデータが違い過ぎるのじゃなからうか、こういうふうな思ふのです。その辺どうお考えになりますか、これはひとつ大臣のかわりの次官にお願いします。

○長田政府委員 煙委員も御承知のとおり、昨年当初から上半期にかけましてすでに日本の経済情勢が御承知のような非常にどん底といわれる情勢にあったわけでございます。したがってましてそういう影響が物数にも響いてまいりまして、そういう資料を基本にして見通しを立てましたために、郵政審議会に提案したときの資料と、その後の政府の景気回復の努力並びに物価安定対策等の強力な推進によりまして、さらに画期的な公債政策等

を考へに入れて、審議会のほうへいいかげんの資料を出したのではないか。あるいは、審議会のほうでそれとも非常にずさんだったか。この辺がわからない。この辺の食い違いをひとつわかるように説明してもらいたい。

を採用いたしました等の、経済上から見まして非常に激動期といわれる段階でございまして、半年の期間という一平常の年でございまして、たしかに委員のような御疑問も出るかと思ひますが、昨年は特殊の年であるということ、こういうわずかな半年の間に見通し等についてさらに配慮を加えなければならなかったという事情等も御了承をいただけるものと思ひ次第でございまして。

○畑委員 これは結局、結果的にはこの五年間で二八・八%くらいで済んだということだから、やはり国民の負担が軽くなったということだから、喜ぶべき現象ではありますけれども、これはあまり見込み違いもはなはだし過ぎると思ひます。この辺も慎重な検討をしていただきたいと思ひます。これは要望でございまして、これ以上深追ひはしませんけれども、あまりに食い違いがひど過ぎるので、この点最初に質問をいたしましたわけであります。今後ひとつづつ詰めてもらいたい。物数の伸びの割りなんか、今度の資料によるとだいぶ前と違つておりますね、非常な違いだと思ひます。このとおり伸びれば非常にけっこうだと思ひます。これがまた減るようだと今度はあなたのほうの責任になりますから、これはよほど企業努力も要りますけれども、げたを預けておきますからね。一度少なく見積もつてまた多く見積もつて、今度はまた少なくなりまた値上げしてくる、こういうことじゃ困るから、その辺はよほど慎重にやらなければ困ります。

それからその次に伺ひたいのは、提出いただきました資料のとしてあるやつ、これによつてちよつと質問をいたしたい。これで見ますと、収入が四十一年、四十二年、四十三年、四十四年、四十五年と五カ年間計画として出ていますね。収入合計が七千二百五十二億九千万円ということ、これが五年間の総収入。その中に直接収入と間接収入がございしますが、この間接収入というのは何ですか。まず聞きたい。これはどなたでもいいですから答えてください。例を言ってくれますか、二百二十五億一千四百万円、どんなものですか。

か。

○長田政府委員 間接収入は、雑収入の郵便割掛け分、それから放送収入を加えたものから歳入歳出金取り扱い費を減額したものでございします。雑収入は、これは収入印紙の売りさばきの手数料あるいは宿舎の貸し付け料、病院収入、そういうようなものを各事業の合計割合と申しますか、そういうものでそれぞれその事業に割りかけて戻すわけであります。

○畑委員 そうしますと、いま言った収入の合計が五年間で七千二百五十二億九千万円、それから支出の合計が九千九百九十三億一千五百万円、その結果の差し引きが第三番目に出ておつて、千九百四十億二千五百万円、これだけ差し引き不足である、こういうことになりませんか。

○長田政府委員 さようでございします。

○畑委員 その次の増収額というのは、今度値上げをするとこれだけ各年度で増収になる。その五年間の合計が千九百四十四億二千九百万円ということになる。こういうことですね。

○長田政府委員 仰せのとおりでございします。

○畑委員 それからまた次の、剰余金、これは一番最初の四十一年度五十九億八百万円、この四十一年度の剰余金は全部建設財源に充当、こういうことですね。それから四十二年度はそのまゝ残る。四十三年度は結局はこれだけ赤字である。四十四年も赤字、四十五年も赤字。そして全部を合計すると、建設財源のほうへ充当したものを考慮に入れば大体ぱーだけれども、建設勘定そのまゝ出しちゃったことになると最後の五年間のしりは五十五億四百万円不足だ、こういうことですね。

○長田政府委員 仰せのとおりでございします。

○畑委員 そういたしますと、この五カ年間で大体とんとん、建設勘定に入れただけ不足する。これはどうなんですか。最後には建設勘定との関係はもう出し切りになるのですか。どういうことになるのですか。

○長田政府委員 損益計算上はとんとんということになります、建設の財源に充当してしまいま

したので、それをまたあらためて引き出して使うということ、売却でもいたしませんければできないわけですね。

○畑委員 そこで次にまいります、この表のC以下ですね、近代化の五年間の総合計はこのとおり間違ったんですね。一番最後のしりになつていますが、百七十二億六千六百万円。近代化関係の機械化関係、それから航空機搭載、番号制度、これらの近代化合計が百七十二億六千六百万、これは間違ひないですね。

○長田政府委員 一応近代化をどういふものをあげるかということにつきましては、いろいろ考え方がございしますが、その中からここに機械化とか航空機搭載とか番号制度とか、非常に新しいものと言ひますか、そういうものだけを抜き出しましてお目にかけたわけですね。この金額は間違ひございません。

○畑委員 そこで伺ひたいのですが、これは大臣に聞かなければならぬのだけれども、あとで大臣には聞くとしまして、——もつとも事務当局のほうの答弁で、それが私に氷解できればそれでいいのだけれども……私、昨夜調べておりましたら、ちよつと疑問になつたのです。この前大臣は今度の値上げ増収分のうちから、どのくらいの割合が近代化に振り向けられるものであるか。とにかく積極面もある、佐々木さんの質問に対してそう答えた。ただ単に足りないというだけじゃありません。こうして近代化を同時に進めるのです。そういう積極的な目標も一つある。大体どのくらい近代化に使うんだ。こう言つたら目の手勘定で約三割です、こういうふうなお答えをなさつた議事録を私見たのですが、ところで、いまこれを拝見しますと、増収額総合計五年間で千九百四十四億余り、そのうち近代化は合計で百七十二億だ、こういうことになると、一割にも満たないというふうな計算になります、これは何かほかの理由があるのですか。それとも大臣の考え違いということ、その辺大臣がおるといひのですけれども、この辺事務当局で多分こういうことの間違ひだらう

とか、あるいは間違ひでなくて実はこうなんだ、これこれで答弁には間違ひないんだというようなことがございしたら、ひとつ事務当局のほうでかわつて答えてもらつてもよろしい。

○長田政府委員 四十一年度につきましては、先日本大臣も申されましたが、剰余金を五十九億建設のほうに振り付けております。局舎の問題も近代化の一環というふうに考えれば考え得るかと思ひます。それからこれはいろいろな見方でございしますけれども、たとえば電話などにつきましては、将来電話の増設をする資金ということが非常に大きな問題になつております。郵便につきましてもあまり目立ちませんし、しかもこちらが積極的に行つたこともないものですから、従来そういう考え方をとつておりませんが、たとえば年に五億通ずつ郵便がふえてくる。これをこなしていくということも従来の程度のものを送達していくということから見ますと、いわば電話の増設にも匹敵するといふような考え方もなし得るのではないかと、いふように考えます。そのために必要な人員、年々四千余人余りといふもの、あるいはその人員費あるいは物件費等も、やはり郵便事業が伸びていくために当然必要な経費、人員費の単価のアップはちよつとそういう中に考えるわけにはまいらないかと思ひますが、物量のふえまのに対応する人員費、物件費の増加といふものは、そういう把握のしかたもできないわけではないのではないかと、いふふうにも考えられるわけでございます。

それから四十二年度につきましては、この表でござらんのとおり、機械化、航空機搭載、郵便番号だけで五十五億、この年はわりあい多い年でございします。五十五億を局舎のほうにも振り向け得ますので、剰余金が約二十億近くあります。これに増員等の問題あるいは集配運送量の増加、都市内あるいは近郊、近県に対します増加、これはここに金額は別に抜き出してはおりませんが、あつた数字にもなり得るのではないかと、

うふうに考えております。

○畑委員 それにしてはちよつと差があり過ぎるね。百七十二億、このほかにいま言った最初の建設資金五十九億——約六十億をプラスすると二百三十億になる。これだけははっきりしておる。ところでいまあなたが言われたようなことで近代化をすればするほど、人手は節約できるようなものだけれども、また同時に人も要するというふうな反面も確かに出てくるわけですね。そういう点で人件費もかきむというところで、あれやこれやでこうおっしゃるんだと思うのだけれども、千九百四十四億という増収額の総合計、これの約三割だと申せば、約六百億近くの数字にならなければならぬ。いまのお話によると、私たちはまだその半分にも満たないような感じがするのです。どうも三割増の近代化に使っておりますということはちよつと言ひ過ぎじゃないか。せいぜい二割くらいということじゃなかろうかと思うのですが、あなたの説明だけだと詳しいデータになっておりませんから、ちよつと私には了解しにくいのです。しかしこの辺は大臣が答えたのですが、あなたもやはり三割というくらいに考えておられますか。その辺はこまかく計算すれば三割くらいになる、概略はあなたはいろいろおっしゃったけれども、しかしちよつと三割にはならぬ。大臣の数字が多過ぎたと思うか、それともそれでもいいのか、その辺はどうなのですか。

○長田政府委員 四十二年度までにつきましては、集配運送費の増高とか、あるいは物件費等の一部も加えますと、ほぼ三割近くなるのではないかと、そういうふうに考えております。

○畑委員 いま議論しておつてもなかなか先へ進まぬから——私はちよつと疑問に思いましたから、この点を申し上げたのです。それから、その次にひとつお伺いしたいのは、郵政事業特別会計、それと簡易生命保険並びに年金の特別会計、それと郵便貯金の特別会計、この三者の特別会計の関係をひとつ説明していただきたいのです。それから、郵便事業特別会計の中に

は、郵便事業とはということで、郵務だけではなくて貯金、保険、みな入っております。もちろん郵政省が全部をやっておりますから、別にきちつと簡保なら簡保、貯金なら貯金ということには分けられない。主要貯金局ならはつきり貯金の一本だけれども、末端の局あたりはいろいろな仕事をしておる。そういう関係もあって、ずばりと割り切れない。したがって、貯金関係で諸掛かりや何か負担しなければならぬ、保険関係でも同様だということなことで、そういうために一応入れておるけれども、その中でまた簡保と貯金のほうは、別の特別会計になって區別をして明確にするということになっておると思うのですが、その辺はどういうことになつておられるか聞きたいのです。

○石井説明員 お答え申し上げます。

郵政事業特別会計と郵便貯金事業特別会計、それと簡易生命保険郵便年金特別会計、それぞれたゞいまお話になりましたとおり別々の特別会計になっておりますが、郵政事業特別会計におきまして、貯金それから保険の両特別会計から委託を受けて、郵便貯金あるいは簡易保険の事業の運営を委託されておるわけでありまして、その委託をそれぞれ貯金、保険の特別会計から繰り入れておるわけであつて、郵政事業特別会計においてこれを一本にして運営をしていっておるというふうに相なつておるわけでございます。

○畑委員 そうすると、郵便事業特別会計の中にこれが一番の大きなものであつて、郵務関係などはそれ一本だ。ところが簡保と貯金のほうは別の特別会計があつて、それと郵政事業特別会計との間で経費の負担その他について繰り入れたり繰り出したりする、そういう関係になつておる、こういうことですか。

○石井説明員 郵政事業特別会計においてそれぞれ貯金、保険の両会計から委託を受けてやつて、郵政事業特別会計においては、郵便事業のみならず貯金も保険もまとめて経営しておるわけであり

ます。

○畑委員 そうしますとどういふことになるのでしょうか。特別会計だからあくまで簡保と貯金のほうは別になつておりますけれども、しかし大きな意味では郵政事業特別会計の中に入るといふような見方はできないのですか。全然別々ですか。

○石井説明員 それぞれ別々の特別会計でございますので、ただいまの御質問のように入るといふことは考えられません。

○畑委員 私も、特別会計になつておる以上、入るとは思わぬのですが、ですけれども、その間で繰り入れたり繰り出したりすればいいわけで、それで私は、今度の値上げの問題に関連しましてはかの方から質問されましたけれども、簡保や年金は利用者がきまつておつて、もうけがあればそれに配当したりというふうな関係で、ほかに繰り出したりすることはできない。性質上これは無理かと思うが、貯金のほうなどは、それをやる意思がありさえすれば、今度の値上げをしないので、貯金の剰余金を郵政事業特別会計に繰り入れをして、それで郵便料金の値上げをせずに、あるいはするとしても小幅にすることができ、こういうことはやればできるのではなからうかと思うのです。この点はどうでしょうか。やるつもりならできると思う。

○稲増政府委員 郵便貯金特別会計をつくりました趣旨は御承知のとおりであります。郵便貯金特別会計法の四条におきましても、「郵便貯金の事業の業務の取扱に關する諸費及び同事業の業務に必要な管轄費は、郵政事業特別会計の歳出として支出する」といふような項目がありまして、その四條のたてまえから、われわれは繰り入れればいい、こういふことに相なつております。

○森本委員 そうすると、この場合毎年毎年残つていく剰余金は最終的にはどうするのですか。その条項はどこにあるのですか。

○稲増政府委員 九条でございます。「この会計において、毎会計年度における損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。」損益計算上積み立て金に繰り入れております。

○森本委員 積み立て金としてだが、剰余金として積み立てていって、その金額がどんどんふえていったらどうなるということになる。どこへ使うというのか。いまの率でいけば、年間六十億ないし七十億はふえていくわけだ。すでに現在四十一年で三百億に達しているわけですから、これは四、五百億になるのもうあつて、二年でなるわけだ。そういう意味では、貯金特別会計の剰余金については、この九条によつて積み立てていっても、その金を一体最終的にどこへ使おうとするのか。

○稲増政府委員 この積み立て金は、今後の金利の変動その他事業の近代化、機械化等に拍象的に使つていくわけでありまして、ただいまどんどんふえていくのではないかとお話をさせていただきますが、御承知のとおり支払いの利子も、いわゆる貯金の種類が定額に片寄つてまいりる傾向がございます。支払いの利子もふえてまいります。繰り入れ等につきましても、人件費のアップ等で今後相当繰り入れもふえてまいりますといふようなこと、あるいは郵便貯金の伸びも、ここ数年のような対前年度三〇%、四〇%増加といふようなこともございませ

んので、それこれ考えまして、われわれ現在これらを前提といたしまして剰余金を考えますと、だんだん減つてまいりる。それと呼びたいしまして、利子やもだんだん減つてくる。四十七年ころには、剰余金で年間三十三億ぐらゐ、利子やで〇・四といふふうな、だんだん剰余金も利子やも下がつてまいりますので、どんどんふえるといふような考え方は持つておりません。

○森本委員

四十七年で三十何億になるという計算ですか。

○稲増政府委員 ただいまはその年度で百億くらいずつふえておりますが、四十七年ころになりま

○森本委員 それは四十七年度には結局四十何億剰余金が出る、こういうことであって、そうすると四十七年度にはいまの計算からいって剰余金が何億になつておるか。いま四十一年だから、四十七年度にはもう五百億をこしてはおらずだ。そうだろう。四十七年度に四十何億ですか。

○増増政府委員 もちろん五百億以上でございます。

○森本委員 だから、いまの答弁ではその五百億以上としたような金を、はつきりいつてそんなに使うことはないわけですよ。その余った金はどこへ使おうとしているのか。漫然として毎年毎年積み立てていつて、結局私が言うように、最後には大蔵省にとられるのじゃないか。それは全くばかげた話じゃないか。だから今年度三百十何億あるとするならば、郵便料金の値上げが二百八十億です。それから、とにかく二百八十億というものをこの中から出して、今年度はやろうと思えば郵便料金の値上げはしなくても済むということがいえるわけですよ。

そこで、第四条の場合ですけれども、第四条の場合でも、これは要するにいまの繰り入れの単価をふやせばこれは問題ないわけだ。大蔵省がそれを承認するかしないかだけの問題であつて、法律的には、第四条があつても、いまの三百十億円の積み立て金の中から二百億前後郵便貯金特別会計から郵政事業特別会計に入れようということに政府が政策的にきめれば、法律的に違反でないでしょう。これは経理局長に聞いておきたいが、その場合法律的に違反ではないでしょう。政策的にきめたら法律違反じゃないはずだよ。

○石井説明員 お答えいたします。郵政事業特別会計に繰り入れます類につきましては、この業務に必要な経費はというふうになつておりますので、必要でないものを繰り入れることはできないと思ひます。

○森本委員 その必要な経費として、政策的に、たとえば郵便貯金特別会計から、大体一点半価当

たり何ぼという形でおそらく繰り入れていると思ひますが、その単価を上げればいいわけであつて、法律上はこれは違反にはならぬと思う。だから第四条を有効に、いわゆる政府が政策としてそれをきめて、そうして一点半価を上げて郵政事業特別会計の中ではどうも勘定で使えば、これは法律違反にはならぬと思う。時の内閣で、これを閣議決定して、そういうふうにするとした場合に、それは法律違反になるのかね。法律違反にはならぬはずだ。要するにあくまでもその場合は郵政事業特別会計に繰り入れる単価を上げるわけなんだから……。

○石井説明員 単価の問題につきまして、それを必要でない範囲にまで単価を上げるということには、やはりできないと思ひます。

○森本委員 必要であると思つてやればいいわけじゃないか。そこは政策の問題だから、法律違反になることはやめてはならぬけれども、政策としてたとえばそれと郵便料金が一点半価当たり十円なら十円というものを十五円なら十五円に値上げして入れればいいわけでしょう。

○石井説明員 郵便貯金特別会計法の一の「郵便貯金の事業の健全な経営に資し、その経理を明確にするため」という特別会計設置の精神に違反することになると思ひますので、ただいまおっしゃるようなことはできないと思ひます。

○森本委員 これは読んで字のごとく、「郵便貯金事業の健全な経営に資し、その経理を明確にするため、特別会計」云々ということであつて、実際問題としては、下のほうでは、貯金やら郵便やら電信やら電話を一緒にやっているわけだから、あなたのほうはそれを分計定員として無理に分けてはいるのだから……。それじゃ試みに聞いてみるが、この貯金の特別会計から郵政事業特別会計に繰り入れをして、いわゆる繰り入れの基準はどういう基準になつておられますか。一般市中銀行と比べてどうなつておられますか。

○増増政府委員 郵便貯金と銀行とのコストの比較でございますれば、郵便貯金はコストといつた

まして六分五毛でございます。普通市中銀行は五分八厘八毛でございますが、これは支払い利息率の当座の無利子の点がございまして、支払い利息率が非常に安くなつておられますので、コスト全体はかやうでございますが、事務費に關連いたしまして経費率だけを見ますと、郵便貯金が一分八厘三毛、全国銀行の事務費の率は一分九厘一毛五糸ということ、郵便貯金のほうが経費率は下でございます。

○森本委員 その答弁ではわからぬ。それじゃもう一べん聞くが、要するに六分五厘で預託してやつておるわけですが、一般市中銀行の場合は、実際問題として貸し付け金利は平均してどの程度になつておられますか。

○増増政府委員 八分の一割程度と聞いております。

○森本委員 八分の一割ということになると、郵便貯金の場合には六分五厘でやつておるわけだから、市中銀行から見ると国営ですから相当の差が出ておるわけでありまして、しかしそれにしても六分五厘でやつてさういふものがあるものがある。ましてや一般の民間市中銀行というものはどれだけでもうけがあるかということがおおよそ想像がつくわけでありまして、いづれにしても第一条の「郵便貯金の事業の健全な経営に資し、」云々ということによつて、これを繰り入れることができないといふの答弁では言つておられるけれども、実際問題として郵便の単価としては六分五毛ということと繰り入れをしておるわけですか、郵便貯金特別会計から郵政事業特別会計に繰り入れるところの基準は。

○増増政府委員 それぞれ積算いたしまして、この率で繰り入れておるわけじゃないですか。

○森本委員 その積算の根拠を示してもらいた

い。

○森本委員 これはいづれ自分の質問のときやうと思つていたが、ちやうどいい時期でありますから、これは非常に大事なことでありますので……。

あなたのほうは、いま盛んにこれは法律上できないといふことを言つておられるけれども、それなら一体積算の単価はどういう単価であるかといふことを聞いておるわけだ。いまのような答弁では答弁にならぬ。積算の単価といふものは、具体的に一体どういふような単価であるかといふことをこまごまと出してこなければ、それが正しいかどうかからぬ。だって四十七年には五百何十億も余るといふような貯金特別会計の勘定だろう。しかも一般の民間市中銀行は八分の一割の貸し付けを行つておる。ところが郵便貯金については六分五厘しかない。それにおいて四十七年には五百億を剰余金が出ると言つておるわけだ。だからさういふことを考えた場合には、一体それじゃ郵便貯金特別会計から郵政事業特別会計に繰り入れをする健全な繰り入れの方法といふものはいかなる方法であるか、その内容の積算根拠といふものを明らかにしてもらふことにはわからぬわけじゃないですか。これは経理局長が来なければだめだ。経理局長は一体どこに行つたのだ。

○増増政府委員 抽象的に申し上げると、予算に基づきまして郵便貯金固有の経費につきましてはその全額でございます。また共通の経費につきましては、定員比によりまして分担いたします。建物等に伴います経費は、貯金が使つておる坪数の比率によりまして分担いたします。抽象的にはさういふ三つのやり方になつております。

○森本委員 固有の金額、定員によるもの、建物の坪数、これではちやうどわからぬ。私の言うのは具体的にどういふふうになつておるかということ。たとえば国会内の郵便局においては、一体貯金特別会計から繰り入れる単価はどうなつておるかといふことを具体的に示してこなければならぬじゃないか。だから郵便貯金の定員当たり

幾らなら幾ら。建物の坪数が何ばなら何ば。固有の業務については金額というのはどういう意味かね。

○福増政府委員 為替貯金事業に従事しておりま

す従業員にかかわる人件費、物件費でございま

す。

○森本委員 そういふのは、特定局ではどうい

ふに出すのか。たとえば窓口で為替貯金と郵便

を一人て全部やっておるところはどういうふう

に出すのかね、無集配局では。

○長田政府委員 新しく郵便局をつくったりする

場合におきましては、たとえば二人局、三人局な

どがございまして、三人局の場合に例をとりまし

す。郵便では貯金事業が一・一人を分担いたしま

す。郵便が〇・五人、保険と電気通信が〇・一

人ずつで、共通部門が一・三人を分担いたしま

す。この場合具体的な人はそういうふうに分ける

わけにはいきませんが、計算上はこういうものを

累積いたしまして、貯金事業が無集配局で何人、

集配特定局で何人というふうに出しまして、その

人件費あるいはそれに必要な物件費等を積算し

て出すわけであります。

○森本委員 それでは四十一年度の郵便貯金特別

会計から四十一年度の予算における郵政事業特別

会計に繰り入れておるところの積算単価を明らかに

にしてもいいかと思ひます。いわゆる郵便貯金

特別会計から郵政事業特別会計に繰り入れておる

ところの総金額の積算根拠を明らかにしてもらい

たい。これは法律違反じゃない。政策として

やらぬだけだ。

○森本委員 発言を求めて御発言願ひます。

○石井説明員 お答えいたします。

四十一年度の予算では、先ほど貯金局長が申し

ました事業上の直接費と申しますのは、職員の方

の五万三千九百九十一人、これが直接の人員でござ

いますが、その関係の給与、その他経費がござい

ます。それらを合計いたしまして五百四億三千八

百四十七万という数字でございまして、職員俸給で

二百三十五億等、いろいろございまして、そのほ

かに給がかり費がございまして、その五百七十二

億の分組を事業別の定員で割り振りまして、貯金

の関係の割り振られたものを予算上繰り入れるこ

とにしておりますのでございまして。なお詳細は別

途資料をつくってお出ししたいと思います。

○森本委員 いまの答弁でわかったことは合計五

百四億、給与が二百三十五億、これだけだ。あと

の積算単価は一つもわかっていない。要するに私

が聞きたいのは、給与の二百三十五億というのは

五万三千九百九十一人を割って出した単価だろう

と思う。これは郵政事業特別会計の他の職員と均

衡をとって割ったものであろう。ところがその他の

物件その他についての単価、建物の単価、積算

根拠、こういうものについてはまだ明らかになっ

ていないわけだ。私はここで長いことこの問題は

やろうとは思ひませんでした。ただ、これは郵

務局長も、大臣がこの間答弁したこと、いま

の答弁とはちょっと違ふんだ。というのは、大臣

はこの間の問題については、余っているという

ことはよくわかつていて、使おうと思ひ使えん

けれども、今度の場合は政策的に使えないんだと

いうふうな意味の答弁をしておったと思うので

す。きょうになつて、これは法律上絶対に使うこ

とはできないんだ、こういう答弁ですが、これは

法律上使えないというこは、繰り入れの単価をある程

度政策的に上げれば使えるんだ。郵政省が大阪省

の肩を持つ必要はないんだ。もう一ぺん経理局長

はつきり答弁してくれ。

○浅野政府委員 いきさつを承っておりません

が、現在の郵政会計、貯金事業特別会計、保険と

の関係から参りまして、業務上必要なお金を郵

政会計に繰り入れるようになっております。した

が、いまして、先生おっしゃいますように必要なお

金は当然郵政特会に繰り入れることになるのでござ

いしますが、困りますのは、貯金にしまして、

保険にしまして、郵便にしまして、人件費が

大半でございましておのずからそこに幅がきまつ

てしまひまして、物件費の面はわずかに割くくらい

しかございせん。その物件費の内容を見ても

しても人件費的な義務費が多過ぎますから、

単価をふやすという面につきましては非常に幅が

狭くなつてくるわけでございます。したがいまし

て実際の面におきまして、予算の折衝段階におき

ましても大幅にふやして持つてくるということとは

できないように相なっております。

○森本委員 できないように相なつておると言う

が、この第四条で単価をふやせばできるんだらう

と言つておるんだ。

○浅野政府委員 たとえば既定経費等を見ており

まして、これは先生のおしかりを受けるかもし

れませんが、人に伴う経費を上げろということに

なりましたら、上げられますが、実際問題として

て各省同じ基準でやっております。それから、こ

ういう事業の場合には若干多く見てくれておりま

すが、これは事業全体、やはり同じ一つの基準が

出てまいっております。したがいまして、国の方

針としてきめればおっしゃいますように可能では

ございまいしょうが、しかしそれはやはり、やりま

しても一定の幅がございまして、ほとんど目に見

えて大きな額になるのはむずかしいのではない

か、かように考えます。

○森本委員 そうするとその剰余金はどこへ使う

んだね。四十七年度には五百億をこすという剰余

金はどこへ使うのかね。

○浅野政府委員 ただ、いまそういうふうに申し

上げましたが、とはいひながら新しいサービス

アップ、こういった面には極力、いたずらに利益

金をふやすばかりでなく御指示のようにこれは繰

けた。忙しいところはお互いに助け合つてやっておるわけだ。そういうふうな実際の現場の実態からして、ここに郵便事業特別会計でそれだけの剰余金があるというなら、何もこれを宝の持ちぐさみたいに積み立てておく必要はない。こういうのがいま社会党が盛んに言つておる筋なんだから。特にいま物価問題を論ぜられておる最中において、何も郵便事業特別会計というものに——郵便事業というものが相当赤字になりつつあることは現実の問題としてこれはだれしも認めざるを得ない。ただし今後これだけのものがどんどん上がつて、物価上昇については、政策的にも総理大臣は五・五％で物価をどめたい、こういうことを言つておるわけだ。そういうときに二百八十億も上がるということは、やはり他の物価にはね返つていく。その場合に、できることならば今後一つも値上げをしないというやり方がよからう。それをやるにはいま言った方法があるのだ。実際に三百十億円の郵便事業特別会計の剰余金があるわけだから、それを政策的に使つたらどうか。君たちは法律上使えませんが、こう言うから、それじゃ大臣の意見と違ふじゃないか、大臣は政策的に使おうと思えば使えるけれども、それはいたしません、こういう答弁をしておるわけだ。そのように意識統一をしてから大臣答弁してくれ。ちよつと経理局長に聞いてみてくれ。それは法律上できませんと言つたらどうか。ところが大臣は、政策的にそういうことはやしません、こう言つておるのだよ。——経理局長じゃだめだ。大臣が最終的に意識統一して答弁しなければだめだ。

得ることでございましょうけれども、いまのあの特別会計のあの立て方でいけば、あの特別会計の精神というものは、やはりそれを他に持つていくということとは考えていない特別会計の立て方だと思ひます。ただ先ほどお話しのごさうでした、これは実際全体を見て、予算のときの折衝だと思ひますが、繰り入れを少ししても有利にいたすというふうなことは、こゝしの予算の折衝での繰り入れの状況というものは、あれで、あれが限度だということとじゃなくて、繰り入れというものはもっともつと折衝の余地があり、そこに少し力を入れてみるほうが得と申しますか、いいことだなどという感じはいたします。しかし特別会計そのものは、やはりそれぞれの特別会計の独立性と申しますか、特殊性を保つていくのだということかと考えます。

○森本委員 特別会計の独立性を保つていくということは大臣のおっしゃる通りであります。ただ私が言つておるのは、そういう場合に剰余金がそこにつくかあるのだから、保険特別会計の剰余金については、これは先ほど畑さんも言われたとおり、配当金その他について回さなければならぬから、これを使うということとはちよつとおかしいけれども、貯金事業の特別会計の剰余金については、これを政策的に今年は郵政事業特別会計にちよつと余分に入れたら、そうしてこの値上げについてはある程度おくらすならおくらすというふうな政策を時の内閣によつて決定するとするならば、これはやり得る。しかし不幸、今度の内閣については、いわゆる特別会計を取りくずすというところは考えていない、郵便の値上げを考へておる、こういうことになつておるけれども、やろうと思へばこれはやれるであらう、こういうことを言つておるわけなんです。

○郵務大臣 法律的に銀行と保険と運送と同じような資本の系統でかりにやつておるとする。しかしその事業、事業はそれぞれ現に別々にやつていくのだということが特別会計の三つの立て方なんでしょうかと思ひます。したがひまして、政策的に申しましても、ものが考えられないというところでは——考えられないと言ひ切ることはいかかと思ひますけれども、それぞれの特別会計の精神は、やはりそこは彼此融通し合はないというものが精神で特別会計ができておる、こういうふうな筋だほうがすなおなんでしょうかと思ひます。

○森本委員 だから特別会計はそういうかゝつておるに於いてでか上がつておるけれども、しかしながら現実には内閣がつておるところの物価対策上の政策として郵便貯金特別会計についてはこれだけの剰余金があるから今年はとりあえずこの中から借り入れをするということはよくはやれると思ふ。たとえばこれを繰り入れるということは不可能であつても、借り入れをするということは可能であると思ふ。大臣、これは法律上可能でしょうか。

○郵務大臣 これは実質は、どうせ財投に入つて持つてまいりますから、いまの制度でいけば、財投から持つてくるということになりますね。

〔委員長退席、佐藤（洋）委員長代理着席〕

そのこと自体は、そういう意味合いでの借り入れの道というものはあるわけでありませう。

○森本委員 そうすると、この借り入れというのは財投という形において一応やれる。しかしなおさらにはこの郵便貯金特別会計の予算の単価を一応政策的に水増しをしてこれに繰り入れをするということはある程度でき得る、私はこう見ておるわけだ。それはどうですか。

○郵務大臣 ただ私は、実際問題としては、そのある程度というのがわりに小さい幅になるのじゃないかと思ひます。しかしこれは私は予算のときに——こゝしの予算はすでに成立いたしてありますが、予算のときに考へるべき問題の一つだと思ひます。繰り入れを、もう少し理屈をつけ——同じ世帯の同じ屋根の下だからということじゃなくて、理屈をつけて繰り入れをふやすということと主張する余地のあることだと私は思ひます。

○畑委員 いまの場合、こういうことはできないのですか。いまの現行法の解釈だと、そういう繰り入れはできない、しからば、この郵便貯金特別会計法、これを臨時立法で何とかするということなら、無理でもできますか。そういうことならできますか。できる、できないの問題なんです。

○浅野政府委員 現在の状況も、特別会計法上、貯金特別会計法におきましてきめられておりますので、できないわけではございません。特別会計法が変更されましたら、これはもちろん可能でございませう。ただこれは大蔵で、特別会計法全体同じ見方にしておりまして、私ども事務的に考えますと、非常に困難だと思ひます。

○畑委員 ほかの特別会計ではそういうことがないから、この郵便貯金特別会計だけを変えたいということは、その均衡の関係でできないだろう、しかしやろうと思へばできる、こういうのですか。

○浅野政府委員 従来の金融財政関係のあり方といたしまして、国で直接やつております分につきましては、こういった場合、非常に厳格な線がやはり引かれておるのに見えております。それで、公社にでもなれば、出資したという形になれば、これはまた少しは変わつてまいります。従来、各特別会計の關係を見ますと、きつめて困難のうちに存じます。

○畑委員 それは国会で改正すればできないことはないと思ふのです。ていさいう上ぐあいが悪いということはいえると思ふが、やろうと思へばできると私は思ふのです。だから今度の場合などは、物価政策上、今後一年間はひとつ何とかならぬ、ないでやりたい、物価にはねかえるからやりたい、ということであれば、そういうことで内閣が意思決定をして、それで国会に提案するということになれば、ていさいは少し悪いけれども、できないことはない。大いに大義名分もある意味で立つのです。物価は値上げしたくない、一年延ばしたいというふうなことで、そのために郵便貯金特別会計から一定の金額を郵政事業特別会計に繰り入

れるということを法律で定めればできないことはないと思ふ。ていさいが悪いということはいえると思ふ。

○逓野政府委員 先ほど申し上げましたのは、貯金事業からというのではなく、特別会計同士でという事で実は申し上げておりましたが、かりに貯金事業といたしますと、貯金事業特別会計と貯金法とが一体になっております。したがいますと、今度は預金者に対する関係が出てまいりますと、郵便に繰り入れるということになってきますと、貯金事業の性格も若干からなっておりますから、そうすると事務的な立場ではその点は申し上げられませんか。

○畑委員 まあそれは簡保というのにはつきりしているのです。郵便貯金になると利用者が非常にばく然としている。簡保は利用者があるにすぎている。だけれども郵便貯金は確かに貯金する人、それだつてたくさんあるから初めて剰余金も出てくるわけなのだ。けれどもつながらの度合いが違ふ。そういう点であなたは厳密に解釈して郵便貯金の事業だけは別なんだ、そういう貯金する人たちが対象として、ほかに使うのはやっぱりあいが悪いんじゃないかという意見のようだけれども、しかしこの郵政事業全体として見て、簡保の金を繰り入れるなら別だけれども、貯金のあれを繰り入れる、それでこの際郵便の料金の値上げを一年なら一年見送る、そのためにこういうことにするのだということなら私は筋が立つのじゃないか、こう思つたのです。その点どうですか。

○逓野政府委員 結局貯金の場合になりますと、運用の問題がからんでまいります。三十六年までは貯金は赤字でございまして、三十六年に特利がつきました。六分から六分五厘になりました。以来黒字になったのでございます。ということでは運用の主体が郵政省にはございませぬということのうらはらになつてまいります。もしかりにその利益金がほとんど郵政事業に入つてまいります場合は、特利の問題が關係してまいります。

すから運用の問題と一緒に判断してまいりませんと、いまの段階におきましてはそれと切り離しては判断はむずかしい。これは事務的な判断で恐縮でございしますが、そういうことでございします。

○森本委員 これは郵政省はそういうへつぱり腰ではだめなんだよ。はつきり言つておきたいのは、これは大臣もよく聞いてもらいたいと思ふのだが、三十六年に改正したのは、あのときにたしか五百億程度郵便貯金事業特別会計については赤字があつたはずなんだ。これは要するに預託金の金利が低いから、いわゆる赤字については当然向こうから補てんしてもらうということ、郵政省としてはこれはもつたものと解釈しておつたわけだ。ところが大蔵省としてはこれは貸してある金だぞ。確かにこれは予算の上においては郵政省に対する貸し金になつておるわけだ。しかしそれをあのときに帳消しにしたわけだ。一応予算上はもう全部なくなつてしまつた。そこでそれからこつち六分五厘にしたから剰余金が出てきたんだ。それはあなたのお説のとおりだ。そこで大蔵省としては借金の棒引きがどうしても腹が立つてしまふ。とにかくあの金額はどうしても返してもらいたいというふうには考へておるのではないか。だからこの調子でいくと、この剰余金が先ほど言つたように四十七年に五百億億になるまで、大蔵省がこれだけ剰余金あるならひとつ返してもらおうかというふうになつて取り上げられるおそれが多分にあると思ふ。その証拠には、今年も、これはおそろく郵政省のミスだつたと思ふが、私が何回も言つておつたように、貯金はこういう剰余金があるからサービス事業というものを始める、郵便貯金サービス事業コーナーでもつくつてサービス事業をやれ、こういうことを言つておつた。ところが郵政省肝つ玉が小さいから、いわゆる定額貯金の貸し付けだけの法案をつくつて大蔵省に持つていつてけられてしまつた。それでは何にもならない。一銭も取らずに、アブハチとらず。私の言つたような大ぶろしきで持つていけば一部分は通つたと思ふ。実に政策的

にへたくそだ。そういう点で、経理局長が答弁しておることについては、遠慮しいい答弁するといふことはいいけれども、やはり郵政省として言うべきことは堂々とやつてしかるべきだと私は思ふ。だからやはりこの場合には、できれば、郵政事業特別会計が苦しいからそういう場合には使わせてもらいたいと思ふ、しかし現行法上ではなかなかむずかしい、ということならわかる。しかしそういうことを一言も言わぬ。それがどうしていかぬとするならば、郵便貯金事業のサービスについてはもつともこの剰余金から使つてもらいたいと思つておられますと、何か建設的な意見がやはり私は郵政省としては堂々とこういう委員会を通じて出てほしいのじゃないか。何かこう大蔵省におそれいたつたようなその態度というものが、非常に私は郵政省百年の大計から残念に思ふ。これはひとつ大臣からそういうことについては遠慮なしにものを言うように、何か同じ大学を出て本省の局長になつておつても大蔵省の局長と郵政省の局長と格が違つたやうに思つておるかどうか知らぬけれども、同じ局長だから遠慮する必要はない。もつとも実際のいまの予算折衝を見ておると、経理局長が主計官にべこべこ頭を下げるというふうな予算折衝をしておる。主計官といへば郵政省でいへば課長と同じなんだ。そういうところにいまのいわゆる官庁の弊害もあるけれども、いづれにしても私は郵政省の官僚諸君も郵政事業の発展のためにひとつ遠慮なしにぜひぜひと大蔵官僚に対してはものを言うといふ一つの習慣とくせをつけてもらいたい。この点ひとつ大臣からはつきりとした御答弁を願つておきたい、こう思つたわけだ。

○逓野政府委員 特別会計としてそれぞれ独立した立場にあるということは前に申し上げたとおりでありますけれども、郵便貯金を預金者の利益に還元させる、決算のときに繰り戻しをされることは別として、預金者の利益のために預金者サービスのために、積み立てておる利益金というものを使得まい、そうした預金者還元の方法

については、いま御提案の構想も一つの構想だと思ひますが、これは何か構想を立てるということでは私は郵政省として預金者にこたへる道だと思ひます。このことは確かにおっしゃいますように、これははいはいいろいろな法律を考へました。もし貯金だけについて考へればあるいはもう少し大構想ができたかもしれません。今度は大構想を郵政省は立てなければいけない時期だと思ひます。

○安宅委員 たいへんこまかなようですが、それは経理局長、さつき郵務局長が答弁の中で、たとえば特定郵便局の定員の配分率ですか、それを言ひました。たとえば貯金が一・五だとおつておりました。一・五だとおつたといふこの計数というのは何年くらいつと続いているのですか。最近変わつていくつですか。

○逓野政府委員 これは相当前からこの比率でやつております。

○安宅委員 そうでしよう。だからあなたのほうに頭がいかんだ。国民年金が押しつけられ、失業保険が押しつけられ、いろいろなものがある。貯金局長、そうでしよう。そんなものが毎年毎年だんだんふえていくんだ。やつておるのとはほとんど貯金の窓口だよ。そうでしよう。郵便の窓口はそんなものとは棒をのんだみにしてあなたの方でしつかり握つておるのだ。それがいかぬじゃないですか。そうならその比率は変えなければならぬのじゃないですか。当然変えなければならぬ。だから貯金の窓口の人は国民年金のほうも勉強しなければならぬ、失業保険というものはどうなつておるのか勉強しなければならぬ、勉強するひまはどこにある、それからその参考書を買う金もない。いろいろあるのですけれども、あそこの女の子なんかききうきうやつておる。そういう場合には貯金の、つまり郵政特別会計に繰り入れる金額というものは、当然定員の配分率から何か、たとえばそういうものを、仕事を押しつけられた

ということばを私に言いますが、その場合に金額の準備はこのたび上がった、ことは上がったと言いましたが、このごろやと上がったただけであって、それまでひどい目にあつてやつてきたでしょう。それでもまだ不十分だと思う。そういう場合の定員の増加といいますが、そういうものを大蔵省で認めてくれるのですか。金は少し上げてくれたけれども、そういう事情はどうなんですか。

○浅野政府委員 ありていに申し上げまして……はつきり申し上げますが、若干実情に沿わない点もあるかと思いますが、しかしが、昨日も御注意もございましたが、ことは私どもも分計その他につきまして実情に合せておるかどうか、そういう点一切調べ直したいたしたい、こういうふうな考えております。

○安宅委員 料金値上げを提案してから調べ直すと言つたので、まるでどうしようもつかまえてなををちゃんとして合理的にして、それでも間に合いませんから郵便料金を値上げさせてもらいますと言ふなら、話は別ですよ。そうでしょう。それを郵便貯金のほうがたいへん忙しくなつて、実情に沿わないとあなたは言つておられるのです。そういう一・五を一・七ぐらいにするとか、それはあなた方事務当局でやれることです。大蔵省が認めるか認めないか、けんかすればいいじゃないか。そうしておいて、剰余金なんか、それこそ貯金事業のために積み立て、金が少し減つたつて一向差しかえないという理屈は当然立つてでしょう。それを法律的にやれませんか。それはどうなんですか。

○浅野政府委員 実は一・五とか一・七とか申しますのは……。

○安宅委員 たとえばの例を言つておられるのです。○浅野政府委員 逐次私は申し上げますが、三人局の場合、これは内部問題になつてまいります。これは内部問題で、ただしこれが貯金会計に対するつけにもなります。つけを業務費としてもらいます。

ます。先ほど来お話のございました、貯金からもう少し繰り入れたらどうだ、こういう御指示のございました点にもはね返つてくるかと思ひますが、そういう点、冷静に、もう一度実情に合うように調べ直しまして、来年度は絶対間違いないようにしたい。従来もやはり逐次そういう点は調べておつたわけでございますが、ことはひとつまた想を新たにしまして、その点をよく調べてみたい、こういうふうな考えております。いままでも非常に実情に合つたようになっておるつもりではありました。一そう調べたい、かように思ひます。

○安宅委員 たとえば総合局の場合の一つの例を言つたので、貯金が一・七になつたら、郵便のほうがかかりにいままで一・九であつたとしたら、○七ぐらいにして計算し直すと、そうすれば、当然郵政特別会計のほうの人員費とか業務費とかそういうものの負担率が減つて、赤字をそんなに計上しなくてもよろしいという理屈になる。これは特定局の場合だけを私は言つておられるが、普通局も同じです。サービス向上のためにこういうものを使うと言ふが、サービス向上の一番の根拠はどこですか。親切に、一生懸命に、預金者が不便を感じないように、窓口の定員をふやしたり、そういうことをするのが一番の基本じゃないですか。機械化ばかり考えたつてだめですよ、あなた。だから、そういうふうにするためには、当然貯金の定員の配分率というものをちよつと一%ぐらい変えただけで、この金というものはばく大な金になります。たいした金になりません。あなたごまかしていられたら、たいした金になる。計算してごらんない。しからばもう一回聞きますが、何年前からその基準を使つておられるか、はつきり言つてくだされ。相当以前とあなたは言つたけれども、いつからですか、はつきりしてくだされ。明治何年だ。

○浅野政府委員 おそらく終戦後は変わつていないと思ひます。

○安宅委員 その前は。はつきりと言つて

いるのだから、調べてくださいよ。

○浅野政府委員 ちよつとわかりませんが、おそらく終戦後は間違いありません。

○安宅委員 おそらくではだめですよ。

○浅野政府委員 調べましてお答えいたします。

○安宅委員 しからば、貯金の特別会計で引き受けておられるのでしょうか。いろいろな業務外収入とかなんとか郵政特別会計にあるけれども、しわ寄せは全部そういうところについている。何か政府から、役場あたりでやらなければならぬものを、みなあなたの方でしよい込んでゐるね。しよい込んでゐる前から基準というものは変わつていないのです。それだけは言えるでしょう。

○浅野政府委員 その点につきましては三人と申しましたが、新しく置く場合でございますが、仕事が多ふえてまいりますと、この局は恩給事務が非常に多い。たとえば萩なら萩に恩給生活者が非常に多い。そういうときに、それに見合う分の定員というものはプラスしておるわけでございまして。ただ私が申し上げましたのは、やはり年々歳々変わつてまいりますから、そういう点でもし間違つておつたらいいかもしれません。もう一度そういった面は当たつてもらひます。しかしもうこれとはもつておるわけでございまして。それで現在においては、一応それぞれの局においてはやつておられます。

○安宅委員 あとはやめますが、要するにそういう数字というものは移動するのですよ。移動するのあたりまえなんです。特に恩給をよけい払う局の例をとつたけれども、一般論として、基礎論として、そこら数字が間違つておつて、恩給を払うのが多いうなところは少し足してやつたり何かして、あなたのほうのほいほいままに、あなたの主観的な判断によつて、あつちへやつたり、こつちへやつたりすることはできるといふことであつて、そういう意味では一般会計に繰り入れる方法というものは幾らでもあるのであつて、貯金の特別会計だから法律的にそんなことはできませんなどという答弁は当たらないでしようという

ことを聞いているのです。法律的に違反だと言つたのは、経理局長の横にいる人だけれども、私からいふまでも、法律的にできないという答弁をあなた繰り返しますか。それだけをあなたに聞きたい。法律的にちゃんとできるじゃないですか。

○浅野政府委員 私からかわりましてお呼びいたしますが、業務上取り扱いに要するものにつきましては、おっしゃいますように、当然それに見合つたものを郵政会計に入れるように相なつております。その点でよろしくお願いいたします。

○安宅委員 またそういうことを言う。これは政策の問題で、たとえば総合局の基準の例を私はとりましたけれども、それじゃ貯金は総体から見ても一・五だとか、そういうことをきめた数字が間違つておるといふ判断に立つて、それを一・七ぐらいにして、郵便を○九を○七ぐらいにかりにやつたという理由をあなたは言ひますけれども、結果的には、郵政特別会計のほうは、そのために赤字を計上する額が非常に少なくなつた、あるいは黒字に転化するが、それもその後の情勢の変化によつてわからぬが、そういう数字のやりくりはできるはずだ、こういうことを言つておられるのです。いまの特別会計からいふことも、結果的にはそういうじゃないですか。そうなりません。

○浅野政府委員 どうも御趣旨に沿うように明快な御答弁ができないわけでありまして、予算の編成のときにおいて、最も正しいと思ふところで、一応その数字の中に入れております。ただ事情が変わりました場合には……。

○安宅委員 まあいい。予算の編成というものは一つの政策でしょう。そういう意味で、現在の特別会計からだつて、あなたの方のそういう判断、あるいはみんな大蔵省ともいろいろ協議し、国会がそういうふうにしなさいときめた、法律でこういうものをきめたから、法律どおりやらなければならぬという理屈にはならぬでしよう。畑さんがさつき言われることだつてできるでしよう。それ

をあなた方は法律的にできませんと言っているから、私は、そういう予算の査定のための話、基準というものは、それは一つの政策ですよ。幾らでもそういう基準というものは変えられるじゃないですか。法律的にこうだとちゃんと書いてあります。法律に書いてないでしよう。書いてないから、あなた方はこういう基準でということ運用をやっているでしよう。その基準を若干変えるということではできません。それが法律上できないということでは出てこないでしよう。法律上できないということは出てこないでしよう。どうなんですか。予算のときのそういう基準というものは、一つの政策に基づいた基準なんだ。そうでしょう。

○逓野政府委員 私ども事務的な立場で申し上げますので、非常に窮屈になりまして申しわけございませんが、その点につきましては、国会で法律をお直しいただきましたときには、もちろん私もそれに従ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○畑委員 枝葉が出て、いふあれになりましたけれども、その次にちょっとこまかいことを、条文に基づいてひとつ質疑をいたします。

今度の改正で第五種が第一種に統合され、一種はいままで書状と開封にしないものというものであったけれども、今度は「開封にしないもの」という点が削られて、「筆書した書状を内容とするもの」はそのままで「郵便書簡」が加わって、そのほかに今度は第二種、第三種、第四種に該当しないものすべてが含まれる、こういうことになった。この前も質問がありましたが、いま第一種というのは信書だ、封書だというふうな概念でございましたけれども、そういう概念はもうなくなつたと思うのです。いままでの歴史的なものもあつて、書信は大事にするのだという意味で一種ということにしたけれども、その辺ちょっとぼけてしまったというふうな金丸さんの御意見がございました。私、確かにその点でもっとだと思ひます。しかし第五種のダイレクトメール等を第一種に統一してやっていくという趣旨から、そういう

た古い觀念はやめて一種に五種を包含させた、したがって一種の定義がだいぶ変わつてきた、こういうことは了解いたしておきます。そこでお尋ねいたしたいのは、その中でも定形、非定形、こういうことになってしまった。定形の制限がこれに書いてあります。それ以外のものは非定形で、定形は一定の料金だ、非定形のほうはそれより割り高となるということ、これもわかります。ところで定形のほうが、長さが十四センチメートルから二十センチメートル、幅が九センチメートルから十二センチメートル、こういうもの。それから、厚さその他の形状は別に省令で定めるところになる。それ以外に、それ以外の形のもの非定形ということになる。それ以外の形のもの非定形というふうか。いっそのこともっと規格化したほうがいいような気がする。急にするのは無理だということ。経過規定などもありまして、それもすぐは実施しないようになっておるようですね。けれども、いっそのこと定形化するならもっときめちゃつて、そうすれば自然と封筒などもそのくらの封筒しかつくれなくなる。これは若干無理かもしれぬけれども、どうせ定形、非定形と分けるならば、何センチから何センチまでという幅をもっと縮めるか、あるいは極端に言えば、長さは幾ら、幅は幾らということにきめる、そういうことをしようと考えたことはないか。例の区分函、自動押印機、こういうものをフルに使うとすれば、やはりそこまで持つていかないと、うまく機械にかからぬのじゃないか。そういう点は、この程度のものでちゃんと差しつかえなくかかるということならいいと思ひますが、大衆はある程度余裕があつたほうがいいです。けれども、一方機械を進めていって、区分機にうまくかかるようにする。区分機の開発がもっと進めばその点いいのかわかりませんが、その辺のこととはどうでございましょうか。

○長田政府委員 お説のように、一種の郵便物につきましても、ただ定形ということで一定の大きさの幅をきめるだけではなく、一つのものをは

きりきめてしまふということになりますと、確かに取り扱い作業の面におきましても、また機械にかける面におきましても、幅を持たせるよりやりやすいことは事実でございまして。現に内部の議論におきましても、そこまでいくべきではないかという議論も相当ございました。郵政審議会の一昨年の御審議の際にも、そういう議論があつたわけでございます。ただ現在私どもが非常に希望しておりますのは、一つは現在の小さいほうの区分函が十分活用できる範囲であること、それから当面考へられております機械化、たとえば選別機あるいは取りそろえ押印機、それからまだ十分は開発されておられません、書状の自動押印機、こういうようなものの現在までに発達しております段階、あるいは近い将来に見込まれます発達等を見込みますと、一種類にしなければ非常に能率が下がるというところまでまだまいておられないような感じがいたします。他面利用者のほうも、ただいまお話のございましたように、いろいろ嗜好などがございまして、大抵非常に作業がやりやすく、現在考えられる機械にかかりやすい範囲のもの、これは世界の郵便関係者が集まりまして、これからきめてここに当面持つていくというじゃないか、こういうようなことできめまして、私もこれを受けたわけでございます。

○畑委員 そうしますと、この定形の寸法や何かは、世界の郵便の連合とかできめた何センチできめていくというきめに従っているわけですか。

○長田政府委員 一昨年の第十五回万国郵便会議で決議がなされました、この次の東京で開かれる会議でこれを正式に決定したそうということ、いまから封筒業者その他関係者に強く働きかけて、こういう方向に持つていくようにお互い努力しよう、そういう決議がなされたわけでありま

○畑委員 そうすると、この寸法の長さや何かもいま言った国際的な寸法ですか。

○長田政府委員 仰せのとおりでございます。

○畑委員 そうすると、ほかの諸外国でもまだま

だもつと規格を窮屈にするところまでには至つておらない、それはやはり機械その他の関係でまだそこまで進んでおらない、それをするほどまだ機械ができていない、しかしこれならばまだ現在の機械ならかかりやすい、こういうことですか。

○長田政府委員 仰せのとおりでございます。

○畑委員 それからこの定形、非定形を別として、全般で、これは最高と最低が一種、二種間わずですか。通常郵便物と小包郵便物について、長さ、幅、それから厚さ、重さ、こういう点でまず最小限と最大限がきまつておる。いままでもきまつておつた。それを最大限を少し縮小して、最小限はもっと拡張したというふうか、もつとアップした、こういうことになって、この幅がなるべく少なくなるようにしたというふうなことが見られておるわけですが、これはサービスという点では、それだけ大衆がいろいろ気を使わなければならぬと思ひます。その意味では制限が強化されたと思うのですが、その点はどうですか。

○長田政府委員 小包につきましては、この長さを、従来の百センチをメートルにし、長さ、幅、厚さの合計二メートルを百五十センチに縮めたわけでございますが、取り扱いの実態から見まして、この新しい大きさ以上のものはほとんど見られません。昭和二十六年の改正の際に、実はこの現行の大きさのものをいたしましたわけですが、この大きさは日本の小包郵便の市場でも相当大きくなつたのでございます。何か、のこぎりとか、そういうものが当時送られたようでございますが、最近はそのようなものは全部ほかの運送手段によつておりまして、小包としての利用は新しい大きさはほとんど支障がないわけでございます。通常のほうでちょっと問題になりますのは、最小限が、従来長さ十二センチ、幅七センチでございましたのを、十四センチと九センチにいたすわけでございますが、これはいま比較的使われております八・五センチの幅の封筒、官庁などでも相当使われておりますが、それとの関係で一つ問題になるわけでございます。これにつきましても、封

簡業者は昨年の十一月からこの製造をやめておりますし、この二月のJISの規格委員会でも幅八十五ミリの封筒はもう規格からはずれてしまつて、全般的にはもう問もなく市場からなくなつていくことが予想されておりますので、そう大きな支障はないものというふうに考えております。

○煙委員 大衆へのサービスについては制限が強化されるのだから、それだけ大衆としては困るかもしれないけれども、しかし、方針としてはこうした最大限を小さくし、最小限を大きくする、これであるだけ統一の方向に向かう、これは趣旨はけっこうだと思ひます。

そこで、いつかカレンダー業者が何かから陳情書が来たと思うのですが、これは経過規定が何か置いてもらふねと実は困る。一年か何かもう何とかしてしまつたということであつたと思ふのですが、経過規定を見ますと、最小限のほうは、経過規定の三と四ですか、これによつて、まだ四十三年の終わるまでは従来のとおりでよろしいということになつてゐるようです。第一種と、それから全部の最小限の制限、これについてはいろいろありますが、最大限については、ほとんどそれに触れるものはない、こういうような説明だつたけれども、何かカレンダーの点はこれに触れるのじゃないだろうか。それで連中困つていて、何とかしてくれぬかということで、私のところに文書が来ていたように記憶しておりますが、その辺はどうなんですか。

〔佐藤(洋)委員長代理退席、委員長着席〕

○長田政府委員 カレンダーの業者とはよく事情をお互いに話し合ひましてやっております。

○煙委員 それから、またちよつとこまかいのですが、第十七条の一番最後のところ「郵政大臣は、取扱上支障がないと認めるときは、必要な取扱条件を定め、容積において第一項の長さ、幅及び厚さの各々二倍を、重量において二十キログラムを超えない小包郵便物を取り扱うことができる。」となつてゐるのです。これのこまかいことになりませんが、「第一項の長さ、幅及び厚さの

各々二倍を」というのはどこへかかるのですか。

「小包郵便物」なんですか。そうじゃなくて通常郵便物のことなんですか。「長さ、幅及び厚さの各々二倍」ということになると、小包のほうは何か全部で、長さ、幅及び厚さ三つの合計で何センチメートル、こういうことになつてゐるのですか。この辺がどこへひかかるのかわからぬ。それをちよつと説明してください。

○長田政府委員 この末項は「小包郵便物」とのことになつてゐるわけでございます。したがうして、現行で参りますと、長さが二百二十センチ、それから長さ、幅、厚さの合計が四メートル、こういうことになつてゐるわけでございますから、新しいほうでは二メートルと三メートルということになるわけでございます。

○煙委員 それのおのおの二倍までということですね。——わかりました。

その次にお聞きしたいと思ふのは、定形郵便物のほうで「その厚さ及びその他の形状が省令で定める基準に適合するものであること。」となつておるのですが、これはどんな省令で基準を定めるつもりなんですか。

○長田政府委員 大体一センチ程度の幅を考へております。それから形状につきましては、著しい凹凸がないというようなことを省令で条件にいたすことにしております。

○煙委員 その次に第二十二條、第二種郵便物、その第四項ですが、「郵便書は、その表面に差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所以外の事項を記載し、他の物を添附し、又は原形を変えてこれを差し出すことができない。」これはわかりました。要するに表には氏名や居所以外のことは書けない、こういうことなんですが、「但し、郵政大臣は、省令で別段の定をする事ができる。」となつておるのは、これは絵はがきや何かのことでですか、表に書けるのは。

○長田政府委員 絵はがき等のこともございまして、表面下半分までは書けるということと、それからまたシールとか収入印紙などを張つてもいい

というふうに、若干限定して省令で規定いたすことにしておるわけでありませう。

○煙委員 これは普通裏に書いて、表半分線を書いて下にも文言がある。それはいま省令で許されておるのですか。絵はがきなんかこれでやるのですか。——わかりました。

その次に第二十三條、第三種郵便物についてちよつと聞きたいのですが、第三種郵便物の認可という文言が確かにあるものでも、それを出すときには、差し出し人の名前はその発行所でないければならぬといふことは、どうもどこを見てもなさそうだ。そのほかについては、発行人が出すとかなるとかいうことがあるけれども、これには何にも書いてない。ときどきまとめて第三種をとつたものをわれわれは配付を受けて、それでわれわれは出すことがあるのです。そのときに、その辺がどうなつておるのかわからないのですが、たとえばわれわれの機関紙の「社会新報」、それをわれわれがまとめてあれして個々の人に出すといふときに、差し出し人の名前はだれにしないでいいかぬとか、それから差し出し局がきまつておるのかどうか。そうだとすれば、それは省令か何かできまつておるのか。どこでも出していいのなら便利だけれども、何かさうでななさうだ。その辺、差し出し人の名義と差し出し人の局、これのきまりがあるかどうか。

○長田政府委員 第三種郵便物全般につきましてはそういうことは要件になつておりませんので、低料三種、今度で申し上げますと三円の三種のものだけにつきまして、発行人または売りさばき人からきめられた郵便局に出す、これが低料の一つの要件になつております。一般にお出しになる場合には全然制限はございません。

○煙委員 そうしますと、月一回以上というやつは何ら制限がない、ただ毎月三回以上発行するいわゆる低料の分、その場合には、やはり発行者の名前で、しかもその届けてゐるところで出さなければだめですか。

○長田政府委員 仰せのとおりでございます。したがうして、私的に、また発行人や売りさばき人の名前以外の名前を使ひまして差し出します場合は、内容が日刊新聞等でございますけれども、低料でないほうの料金になるためでございます。○煙委員 わかりました。そうすると、この低料のほうは、「毎月三回以上発行する新聞紙、官報及び公報」ということになつてますね。そうすると、これは、毎月三回以上発行する定期刊行物であっても、新聞紙や官報や公報でなければだめだといふことですか。低料扱いにならぬということですか。

○長田政府委員 仰せのとおりでございます。○煙委員 それからもう一つ、第三種の認可の基準ですね。これは「あまねく発売されるものであること。」となつておるのです。これは「発売」となつてゐるのです。売るといふことになつてゐるのです。売らなければならぬ、あまねく売れるものでなければならぬ、無料のものはいかぬ、無料で配つたとしても、少なくとも定価が幾らとかなんとか、一部何円と書いてなければいかぬといふことにならぬのかどうか、その点聞きたい。

○長田政府委員 まあお互い同士の間で交換するようなもの、配付するようなものなどは一応入らないたてまでございまして、同窓会誌とかそういうようなものは入らないわけでございます。やはり定価もつき、また発売されるというのがたてまえでございます。

○煙委員 実際にはこれはずいぶん——そうでなく、定価を形だけつくつて、それでほかの目的でやつてゐるのは、この間どなたか質問しましたけれども、私は相当多いと思ふんですよ。だから、そういうものに相当低料の——今度の場合も低料でないやつが六円とありますが、いままで「重量百グラム又はその端数」といふ六円、これは従来どおりなんです。ほかを全部値上げしておるのに、第三種のこれを全然値上げをしておらない。ほんとうにこれに書いてあるような要件を具備するものならいいんだけど、実際、法の網をくぐつてほかの目的のやつがずいぶん多い。われわれ

政治関係のあれで見てみましても、ずいぶん多いと思うのです。こういうのに従来どおりの六円というの、ちょっとふに落ちない。それから低料扱いの場合でも、今度は二円のやつを三円にしました。五割増しですね。五割増しといえは五割増しということになるけれども、これをグラム数にとってみると、百五十グラムを例にとれば、従来も今度の改正でも両方とも四円である。百三十グラムでも両方とも四円、百六十グラムになって初めて四円のもの五円になる。こういうことで、これは相当値上げをしたようなものの、結果的には相当優遇されている、こういうことになる。それで、前からも資料を出していただきましたが、この第三種だけでも五十何億の赤字だったと思います。これによってやりますと、赤字はもう覚悟の前で、ますます上がってくる。それをほかの第一種、第二種あるいは特殊扱い等でカバーをする。第四種も特別に政策的なことがあり、これは了解できますけれども、第三種ももちろんこれは公共のためということが理由になってはおりますけれども、この点ほかのものがかぶるということとは、どうもわれわれとしては納得ができません。それをもしどうしてもそういうことをする必要があるのであれば、先ほどもいろいろ論争されましたけれども、いま言った貯金の特別会計から繰り入れとかあるいは借り入れとかいうようなことで、あるいは一般会計からこういうものは負担する、こういうことが私は適当だろうと思うのです。これは答申はどうなっておるかという、答申の場合は六円扱いのものを十円扱いにしろ、それを今度の法律案では六円を従来どおり、それから二円の場合を答申では五円と六円と二色に分けておりますね。それを一色にしちやう三円、こういうことでこれはたいが答申との差がある。答申の場合にも、公共的あるいは文化政策的なことから安くするのはわかるけれども、そうしなければならぬけれども、しかしやはり限界ですか、それを考えて「限界費用に近い額をもってその料金とするのが適当であると判断した。」これにはつきり書いて

あります。それから「かかる政策的な考慮は、一般会計からの繰入れなどの方法によるのが適当ではないかと検討した。」しかし、従来の経緯等も考慮し、結論として、一般利用者に負担をかけないために、限界費用に近い額をもってその料金とするのが適当であると判断した。」から、したがって、ぎりぎりのことで、いま言ったような二円を五円あるいは六円、それから六円を十円、こういうふうに答申しておる。それなのに、この答申に違反して——違反してと言つては何だが、あえてこれにそむいて、マイナスを覚悟でマイナスをさらに拡大する、そしてほかのほうの一種、二種あるいは特殊扱い等によってカバーをするというやり方、私はよほど積極的な意見、考え方があったからだと思ふのです。この点は、くどいようだけれども、ひとつ郵政大臣のほうから——どうして、この答申でこまではつきり言つてあるものを、あえて値上げ幅をほとんどなくして、ますます赤字を拡大したか、それでほかにカバーさせるようにしたかという点がどうも納得できない。それならば、国家的な見地から政策的にやらなければならぬとすれば、なぜそれだけ一般会計から繰り入れてやらなかつたものかというふうに思われるのです。この点をひとつ、くどいようですが、郵政大臣に見解を承りたいと思います。

○郵政大臣 私も、審議会の答申の直接の経費に見合う程度にということ、目標として筋の通つたことだと思ひます。ただ何と申しまして、やはり五割を率では値上げしておるという状態でありましたし、第三種郵便物というのが、いろいろ私のほうも調べてみましても、必ずしも好ましくないものもあることもよく承知しておりますけれども、しかしやはり文化的な社会的な意義があるのだから、これは一つのなれてきている低料金でもあるし、まず五割の引き上げでこの際はどうもおこつ、しかし、直接経費に見合う程度にということ、これはいつも頭に考えながらいかにならぬことであらう、こういうぐあいに考えております。

○畑委員 どうもちょっと私その辺が理解できないのですが。今度のこの改正にあたって、答申とだいぶ違うのです。第三種だけはそういうわけで——第四種も若干同じようなところがありますけれども、第三種の場合だけはともかく据え置く、あるいはほんとうの申しわけだけの値上げになっておる。その反面、この答申の考え方について、よいに値上げしておるのがあります。書留の普通の場合なども、五十円を六十円にした。それから簡易の新しいやり方、これも四十円という答申を五十円にした。それから速達も、二百グラムまでが四十円という答申を五十円にした。五百グラムまで六十円のもの七十五円にした。こういうふうな、だいぶ答申よりもよいにしておるのが多い。それなのに、これだけは変えない。あるいは、むしろほんとの申しわけ程度。しかも、これが一番マイナスの額の多い宗たるものだ。こういうことは、ちよつとわれわれ納得できない。この点どうですか、ほかのほうと比べて。ほかは、答申はこれだけで言つておるのに、それよりよっぽど上げておるのです。三種だけはほとんど据え置きだ。どうしても納得できない。どういう積極的な理由があるのですか。

○長田政府委員 結局、総体として経費をまかなうということからいたしまして、ただいまのお話の三種のこともございまして、また、それ以外にうきましても、通信教育につきましては五円という答申でございしますが、その受講者の実情などから、四円に据え置いた。農産物産を四種からはずしてしまふことに答申がございしましたが、現在の農産物の品種の改良などをからみ合せまして、まだやはり残しておいたほうがいいというような観点から残しました。あるいは、書籍小包につきまして、答申ではいままでの小包料金程度にとどめるといふことでもございましたけれども、全国津々浦々の購読者が同じ負担で書籍が見られる、といったようなことも考えなければいけないじゃないかというように観点から、書籍小包に料金均一制度をつくりまして比較的安くしたとか、

そういうことなどが重なりまして、他方、書留、速達等につきましての料金が若干高目にならざるを得なかつたわけでございします。

○畑委員 書留料もいま言つた六十円と五十円、こういうふうになっておる。これはなかなかばかにならぬです。書留、速達、これはみんな一緒にくつつけてやる場合が多いと思うのです。それから、配達証明、内容証明、そういうものと書留とは必ず一対でなければならぬということになっております。内容証明も書留の扱いの分だけしかやらぬ、配達証明も同様、こういうことになっていきます。速達は別ですけれども、しかし速達も、同時に書留でやる場合が多い。それから特別送達、これなどもだいぶ上がる。たとえば例を一つとりましても、これはどれくらいになるのでしょうか。書留で内容証明、配達証明である文書を出す。その一枚の内容証明の場合に幾らのやうが幾らになるか。二枚の場合には、いままでは内容証明の証明料だけで九十円、それが今度は二枚になると内容証明だけで百五十円になる。それのほかに書留料がまたくつて上がつてくる。それから基本料金も上がつてくるということになって、その基本料金と書留料と内容証明料を全部加えて、それでいままでのあれでやれば、普通のやつで幾ら、今度合計して幾らになるか。これを内容証明で、一枚と二枚の場合をちよつと計算してみてください。

○長田政府委員 値上げ幅は、書留で二十四、配達証明で十円、内容証明が最初の一枚四十円、あとの二十円で、九十円になります。

○畑委員 九十円値上がり。従来は幾らですか。幾らのうち九十円上がるか。

○長田政府委員 前は、基本料金の十円、十五円を込めて百四十円でございます。

○畑委員 百四十円が九十円上がるか。——いいですよ。これで終わります。

とにかくそういう計算をちよつとしてみたところでも、ずいぶん大幅になると思うのです。よ。基本料金が上がった上に、速達が上が、書

留上がり、そういうものが上がつて——みんな一般の人はどんなふういった早いものあるいは確実なものを利用するんですね。基本料でやりさえすればたいしたことはいらないだろう、こう言うけれども、やはり早くて確実なものを選ぶ。そういうことになる、えらい上がつてくる。そういうことから、私は相当家計にも響いてくるだろうと思う。そういうことでも、われわれとしては、どうもこの値上げ幅は過大に失するという考え方です。これは答弁する必要はございません。

以上で、もうおなかも減ったようですから、これで終わります。

○砂原委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会

昭和四十一年四月十六日印刷

昭和四十一年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局